

預金保険法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

改正案

現行

<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え） 第三十二条 法第百三十二条第八項の規定による請求について、同条第十項において会社法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え） 第三十二条 法第百三十二条第八項の規定による請求について、同条第十項において会社法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第八百七十条第四号</p>	<p>第一百七十七条第二項、 第一百九十九条第二項、 第一百七十二条第一項、 、第九十三条第二項、 、第九十四条第二項（第九十四条第二項において準用する四項において準用する場合を含む。）、 、第四百七十条第二項、 、第七百七十八条第</p>	<p>預金保険法第百三十二条第八項</p>	<p>第八百七十条第四号</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第八百七十条第四号</p>	<p>第一百七十七条第二項、 第一百九十九条第二項、 第一百七十二条第一項、 、第九十三条第二項、 、第九十四条第二項（第九十四条第二項において準用する四項において準用する場合を含む。）、 、第四百七十条第二項、 、第七百七十八条第</p>	<p>預金保険法第百三十二条第八項</p>	<p>第八百七十条第四号</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

	<p>二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項</p> <p>株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）</p>	<p>受益権</p>
--	---	------------

	<p>二項、第七百八十六条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項</p> <p>株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）</p>	<p>受益権</p>
--	--	------------

改正案		現行	
<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読み替え） 第四十一条 法第百十五条第八項の規定による自己の受益権の買取請求について、同条第十項において会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「株主」とあるのは「受益者」と、「事業譲渡等をする株式会社」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第一項に規定する新受託者」と、「株式会社は、」とあるのは「新受託者は、」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>第八百七十条第四号</p>	<p>第一百七十七条第二項、 第一百九十九条第二項、 第一百七十二条第一項、 第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用す</p>	<p>農水産業協同組合貯金 保険法第百十五条第十 項において準用する会 社法第四百七十条第二 項</p>	<p>農水産業協同組合貯金 保険法第百十五条第十 項において準用する会 社法第四百七十条第二 項</p>
読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句
<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読み替え） 第四十一条 法第百十五条第八項の規定による自己の受益権の買取請求について、同条第十項において会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合には、同法の規定中「株主」とあるのは「受益者」と、「事業譲渡等をする株式会社」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第百十五条第一項に規定する新受託者」と、「株式会社は、」とあるのは「新受託者は、」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>第八百七十条第四号</p>	<p>第一百七十七条第二項、 第一百九十九条第二項、 第一百七十二条第一項、 第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用す</p>	<p>農水産業協同組合貯金 保険法第百十五条第十 項において準用する会 社法第四百七十条第二 項</p>	<p>農水産業協同組合貯金 保険法第百十五条第十 項において準用する会 社法第四百七十条第二 項</p>
読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句

る場合を含む。）、
第四百七十条第二項
、第七百七十八条第
二項、第七百八十六
条第二項、第七百八
十八条第二項、第七
百九十八条第二項、
第八百七条第二項又
は第八百九条第二項

る場合を含む。）、
第四百七十条第二項
、第七百七十八条第
二項、第七百八十六
条第二項、第七百九
十八条第二項、第八
百七条第二項又は第
八百九条第二項

改正案

現行

（清算相互会社の清算人について準用する会社法の規定の読替え）
 第十八条の二 法第百八十条の五第四項の規定において同条第一項の清算人について会社法第九百三十七条第一項（第二号口及び八に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（清算相互会社の清算人について準用する会社法の規定の読替え）
 第十八条の二 法第百八十条の五第四項の規定において同条第一項の清算人について会社法第九百三十七条第一項（第二号口に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項第二号口	次条第二項第一号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第一号
第九百三十七条第一項第二号八	次条第二項第二号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第一号

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項第二号口	次条第二項第一号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第一号

（清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定の読替え）

（清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の四（略）

第十八条の四（略）

2 （略）

2 （略）

3 法第百八十条の九第五項の規定において清算相互会社の一時代表

3 法第百八十条の九第五項の規定において清算相互会社の一時代表

清算人の職務を行うべき者について会社法第九百三十七条第一項（第二号口及び八に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項第二号口	次条第二項第一号	保険業法第八十四条において準用する次条第二項第一号
第九百三十七条第一項第二号八	次条第二項第一号	保険業法第八十四条において準用する次条第二項第一号

清算人の職務を行うべき者について会社法第九百三十七条第一項（第二号口に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項第二号口	次条第二項第一号	保険業法第八十四条において準用する次条第二項第一号

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

<p>（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え） 第三十七条（略）</p> <p>2 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え） 第三十七条（略）</p> <p>2 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第八百五十一条第三項</p>	<p>株式会社又は株式会社若しくはその完全親会社 当該株式会社</p>	<p>投資法人又は投資法人</p>	<p>投資法人又は投資法人の完全親会社 当該投資法人</p>

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特
別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九百三十八条 第二項第一号	清算人又は代表清算 人	清算執行人又は清算監 督人
第九百三十八条 第二項第三号	清算人又は代表清算 人の選任又は選定	清算執行人又は清算監 督人の選任
第九百三十八条 第二項第四号	清算人	清算執行人又は清算監 督人

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特
別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九百三十八条 第二項第一号	清算人又は代表清算 人	清算執行人又は清算監 督人
(新設)	(新設)	(新設)
第九百三十八条 第二項第二号	清算人	清算執行人又は清算監 督人